

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年四月二十二日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年仙台市人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

現 行			改正後		
別表（第二条、第三条関係）			別表（第二条、第三条関係）		
	組織	職		組織	職
市長の事務 部局	[略]	[略]	市長の事務 部局	[略]	[略]
	北部発達相談支援 センター	所長、担当課長		北部発達相談支援 センター	所長、副所長、担当課長
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表市長の事務部局北部発達相談支援センターの項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

(人事委員会事務局審査給与課)